

公 安 委 員 会	国 家 公 安 委 員 会 委 員 長 の ヨルダン・ハシェミット王国及び イスラエル国への訪問結果について	平成24年9月27日 国際課 国際捜査管理官
説明資料No. 1		

松原国家公安委員会委員長は、9月16日（日）から20日（木）までの間、ヨルダン・ハシェミット王国及びイスラエル国を訪問し、第21回国際刑事警察機構（ICPO）アジア地域会議に出席するとともに、関係治安機関閣僚との会談等を実施したところ、その概要は次のとおり。

1 ヨルダン・ハシェミット王国への訪問

（1）第21回ICPOアジア地域会議での基調演説

国境を越える犯罪、特にサイバー犯罪対策について、各国による抜け穴を作らない努力と国際協力の更なる必要性を強調。

また、当該演説を行った9月17日は、10年前に北朝鮮が日本人拉致を認め謝罪した日であることを指摘しつつ、現在進行形の重大な国際犯罪である拉致問題の解決に向けた出席国の理解と協力を強く要請。

（2）クーICPO総裁、ノーブルICPO事務総長との会談

サイバー犯罪対策や国際組織犯罪対策におけるICPOの役割への期待を表明するとともに、拉致問題の解決に向けた理解と協力を要請。

2 イスラエル国への訪問

アハロノヴィツチ公安大臣及びディヒテル民間防衛大臣とそれぞれ会談し、テロ対策や重要施設の警戒警備、危機管理の在り方を始め幅広く意見交換するとともに、拉致問題の解決に向けた理解と協力を要請。今後の両国当局間の協力関係の強化について認識を共有。

公安委員会 説明資料No.2	「「警察改革の精神」の徹底のために実現すべき施策」の今後の進め方等について	平成24年9月27日 首席監察官
-------------------	---------------------------------------	---------------------

1 「早急に実施すべき施策」の今後の進め方等

(1) 既に実施に移した主な施策

- 「被害者の要望に応えた迅速で確実な受理の実現」(施策2-1)
8月24日、被害の届出に対しては、被害者・国民の立場に立って対応し、その内容が明白な虚偽等である場合を除き、即時受理すること等を指示する通達を発出した。
- 「懲戒処分事案の情報共有制度の構築」(施策5-1)
5月25日、「懲戒処分事案の情報共有要領」を制定し、同要領に従い、事案の概要、再発防止対策等について、適時適切な情報共有を指示する通達を発出した。
- 「部門横断的な再発防止策の検討・展開」(施策5-2)
9月13日、警察庁に「非違事案防止対策委員会」を設置し、個別の非違事案の背景にある警察庁の責任も捉えつつ部門横断的に再発防止策の検討等を行うこととした。同時に、各都道府県警察に対し、同種委員会等の設置を指示する通達を発出した。
- 「証拠品の厳格な管理・捜査書類の合理化」(施策8-1)
8月21日、長期保管に係る証拠物件を一括管理することができること、封印により証拠物件の点検の事務を合理化すること等を指示する通達を発出した。

(2) 今後実施に移す主な施策

- 「総・警務部門における警察安全相談等の受理・点検業務の実施」(施策1-1)
施策が目指す相談業務の流れ等を各都道府県警察に提示・意見聴取し、その結果を踏まえ、相談業務の在り方に関する通達を本年中に発出することとした。
- 「警察署を中心とした都道府県警察の業務の合理化」(施策4-1)
警察署長等の業務のうち合理化すべきと考える業務について各都道府県警察から意見聴取し、その結果を踏まえ、警察庁が指示している警察署長等の業務を本年度中に見直すこととした。
- 「被害者や国民を護ることについての使命感と誇りを高める教養」(施策9-1)
警察職員の使命感と誇りの高揚を目的とした「警察活動への感謝事例」等の組織内外への発信の在り方を含め検討し、本年9月以降、順次実施していくこととした。
- 「適正な業績評価による表彰・賞揚の推進」(施策9-2)
業績として適正に評価し賞揚すべき業務の評価指標等について検討を行った上で、表彰の指針等を作成し、本年10月～11月中に示すこととした。

2 「更に検討すべき施策例を含む施策全般」の今後の進め方等

施策のうち、「公安委員会が住民や専門家からの意見聴取を行うことができる仕組みの導入」、「内部通報制度等の活性化」等都道府県公安委員会から多数の意見が寄せられたものや、「女性の視点を一層反映した対策の推進」、「採用及び初任教養の在り方の見直し」、「厳格な昇任管理の徹底等」等制度設計に時間を要するものについては、都道府県公安委員会及び部外有識者からの意見聴取等を踏まえ、真に実効ある施策を構築することとした。

公 安 委 員 会	偽医師による健康診断にかかる 医師法違反等事件について (警視庁・長野県警察)	平成24年9月27日
説明資料No. 3		生活経済対策管理官

1 事案の概要

医師免許を有しない被疑者は、平成21年6月、偽造した医師免許証の写真コピーを東京都港区に所在する医師の有料紹介会社に提出し、医師であると誤認させ、平成22年6月から平成23年11月までの間、同社から紹介を受けた病院において定期非常勤医師として、健康診断等の医業を行い、その給与を騙取していたもの。

2 被疑者

東京都世田谷区

(43歳)

9月24日(月) 午前8時53分通常逮捕

3 罪名罰条

(1) 医師を名乗っての就業

医師法第18条(名称の使用制限) (50万円以下の罰金)

(2) 医師免許証(厚生労働大臣交付)の偽造、偽造免許証の行使

刑法第155条(公文書偽造) (1年以上10年以下の懲役)

刑法第158条(偽造公文書行使等) //

(3) 給与の騙取

刑法第246条(詐欺) (10年以下の懲役)

4 被害の規模等

(1) 受診者の規模等(逮捕事実に係るもの)

A 病院が板橋区から委託を受けた区民に対する健康診断において問診、触診、胸部X線撮影写真の診断及び診査結果の説明等を行っていた。(受診者 1,655人、稼働日数 40日、報酬 262万円)

(2) 勤務した病院等

A 病院 (B 医療法人社団 C) 等13機関

(内訳 東京都: 8、神奈川県: 3、千葉県: 1、長野県: 1)

公安委員会 説明資料No. 4	指名手配被疑者捜査強化月間の 実施について	平成24年9月27日 刑事企画課
--------------------	--------------------------	---------------------

1 目的

広く国民の理解と協力を得ながら、逃亡、潜伏している凶悪重要事件等の指名手配被疑者に対する追跡捜査を強化し、早期検挙を図る。

2 実施期間

平成24年11月1日(木)～30日(金)の1か月間
(10月1日(月)～31日(水)を準備期間として設定)

3 実施体制

警察庁に指名手配被疑者検挙対策室、管区警察局に推進連絡室を設置する。また、各都道府県警察(方面)に推進本部及び追跡捜査専従班を設置するなど追跡捜査体制を強化する。

4 捜査重点被疑者(393人)

警察庁指定重要指名手配被疑者13人及び都道府県警察指定重要指名手配被疑者380人(予定)
※ 指名手配被疑者～全国で890人(8月末日現在)

5 捜査特別報奨金制度に基づく懸賞広告の実施

(1) 捜査特別報奨金対象事件(警察庁指定重要指名手配被疑者)

No.	事件名	発生・認知日	指名手配被疑者
1	宮古市川井地内における女性殺人・死体遺棄事件	H20. 7. 1	小原勝幸(32歳)
2	上連雀二丁目居酒屋チェーン副店長強盗殺人事件	H17. 11. 25	上地恵栄(56歳)
3	群馬町三ツ寺(現在高崎市)における一家3人殺人事件	H10. 1. 14	小暮洋史(43歳)
4	南区鳴浜町地内パチンコ店店員に対する強盗殺人事件	H11. 10. 1	林紹蔵(39歳)
5	徳島市内における親子連続殺人・放火事件	H13. 4. 20	

※ 指名手配被疑者の年齢は、平成24年11月1日現在

(2) 報奨金の上限額及び応募の期間

- ア 報奨金の上限額 300万円
- イ 応募の期間 平成24年11月1日から1年間
- ウ 広告日 平成24年9月27日(警察庁ウェブサイトに掲載)

公安委員会	第43回全国白バイ安全運転競技	平成24年9月27日
説明資料No. 5	大会の開催について	交通指導課

1 大会の目的等

本大会は、全国の白バイ乗務員の安全運転技能の向上、士気の高揚及び交通機動隊員の融和団結を図ることを目的として、昭和44年に第1回大会を開催し、今大会で43回目の開催となる。

2 実施年月日

平成24年10月6日（土）から同月7日（日）までの2日間

3 実施場所

茨城県ひたちなか市新光町605番地16
自動車安全運転センター 安全運転中央研修所

4 大会日程及び競技種目

- 10月6日（土）【大会1日目】
 - ・ 開会式及び分列行進
 - ・ バランス走行操縦競技
 - ・ トライアル走行操縦競技
- 10月7日（日）【大会2日目】
 - ・ 不整地走行操縦（モトクロス）競技
 - ・ 傾斜走行操縦（スラローム）競技
 - ・ 閉会式

5 参加選手等

- 男性警察官の部（145名）
 - ・ 第1部（白バイ乗務員数の多い9都府県警察）～36名
 - ・ 第2部（皇宮警察及び上記第1部以外の36都府県警察）～109名
- 女性警察官の部（38名）
 - ・ 27都道府県警察
 - ・ 競技種目は、傾斜走行操縦競技のみ

6 表彰

- 男性警察官の部
 - ・ 団体 第1部 第1位～第3位
 - 第2部 第1位～第6位
 - ・ 個人 個人総合 第1位～第10位
 - 各種目別 第1位～第3位
- 女性警察官の部
 - 個人 第1位～第3位